

鳥取県蜜蜂飼養管理要領

平成26年1月20日付第201300147830号
一部改正平成29年1月1日付第201600129547号
鳥取県農林水産部長通知

第1 趣旨

養蜂振興法（昭和30年法律第180号。以下「法」という。）、養蜂振興法施行規則（昭和30年農林省令第45号。以下「省令」という。）、鳥取県養蜂振興法施行細則（昭和31年鳥取県規則第22号。以下「施行細則」という。）及び蜜蜂の腐蛆病^そ予防に関する規則（昭和31年鳥取県規則第27号。以下「腐蛆病予防規則」という。）に係る事務の取扱い並びに県内における蜜蜂の適切な管理を行うために必要な事項について定め、蜂群配置の適正及び防疫の的確な実施を図る。

第2 蜜蜂の飼育

1 定義

「蜜蜂の飼育を行う者」とは、蜂群、蜂蜜等に対し所有又は占有の意思を持って、巣箱・巣洞等の設置、給餌の実施、投棄等の行為のいずれかを行う者をいう。（野生の蜜蜂を観察し、当該蜂群から採蜜等を行う者は含まれない。）

飼育形態の区分及び定義は、次のとおりとする。

(1) 業として蜜蜂の飼育を行う者

「業として蜜蜂の飼育を行う者」とは、蜜蜂又は蜂蜜、蜜ろう若しくはローヤルゼリー等の販売等を目的として、蜜蜂の飼育を行う者をいう。

なお、「販売等」とは、蜜蜂による生産物を利益を得て譲渡、貸出することをいい、単に金銭的な利益だけでなく、蜜蜂による生産物を広告用に無償配布する場合や、自己の商品の原材料に利用し、当該商品を有償で提供する場合を含む。

(2) 趣味として蜜蜂の飼育を行う者

「趣味として蜜蜂の飼育を行う者」とは、小規模の蜜蜂を飼育し、かつ、蜜蜂又は採取した蜂蜜、蜜ろう若しくはローヤルゼリー等を自家用にのみ供する者をいう。

なお、「自家用」とは、自家で供する場合のほか、社会通念上、私的な交際の範囲で無償で配布する場合も含む。

(3) 農作物等の花粉受精の用に供するための飼育

「農作物等の花粉受精の用に供するための飼育」とは、業として蜜蜂の飼育を行う者以外の者が蜜蜂の飼育を行う場合であって、花粉受精を行おうとする自らの農作物の作付規模に対して妥当な群数の蜜蜂を、数週間から数か月間の必要な期間、一時的に飼育する場合をいう。

なお、自らの農作物等の作付規模に比べて著しく過大な数の蜜蜂を飼育している場合や通年飼育を行っている場合は、「業として蜜蜂の飼育を行う者」とみなす。

(4) 試験研究の用に供するための飼育

「試験研究の用に供するための飼育」とは、試験研究の用に供するための密閉構造の飼育管理設備で蜜蜂の飼育を行い、かつ蜜蜂による生産物を販売等に供しない飼育形態をいう。

2 蜜蜂の飼育を行う者が守るべき事項

(1) 伝染病、衛生対策

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）を遵守し、衛生的な飼養管理を行って伝染病発生の予防及びまん延防止に努める。

蜜蜂の病気の早期発見には、日頃から巣箱内や蜜蜂を注意深く観察することが重要であり、法定伝染病（家畜伝染病予防法第2条に規定されている家畜伝染病）である腐蛆病等に感染すると、巣箱自体が焼却処分となるほか、周辺の養蜂家も移動規制される場合があるので、十分注意する。

その他、届出伝染病（家畜伝染病予防法第4条に規定されている家畜の伝染性疾病）であるチョーク病、バロア病、ノゼマ病、アカリダニ症の発生が疑われる場合には、すぐに家畜保健衛生所に連絡する。

(2) 動物用医薬品の使用等

腐蛆病用等の蜜蜂用医薬品については、使用者が遵守すべき基準が定められている。使用に当たっては、用法・用量、薬剤の使用期間を確認して適切に使用し、使用年月日等の記録を付けて保管するよう努める。（未承認の薬剤や蜜蜂への使用が承認されていない医薬品を使用することは「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」で禁止されている。）

(3) 農薬対策

農薬被害や残留農薬による影響を最小限に食い止めるため、巣箱の設置場所等の情報を農薬の使用者と共有するとともに、防除作業等の情報収集し、巣箱の設置場所の工夫及び退避に努める。

また、農薬被害等が疑われる事態が発生した場合は、速やかに地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所農林局、西部総合事務所農林局及び西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。）に報告する。

(4) 蜂蜜の販売等

蜂蜜は食品衛生法による規制の対象となっており、農薬、医薬品等が一定基準以上残留したものは流通できないので、十分注意する。

また、蜂蜜を販売する場合には、その容器に添加物の有無及び添加物を添加したときはその種類及び割合を表示しなければならない。（施行細則第4条の規定による証紙又はレーベル（様式第4号）を1缶又は1瓶ごとに見やすい箇所に貼り付ける。）

第3 蜜蜂の飼育に係る事務手続等

1 必要な手続

(1) 事前確認

飼育場所及び周辺状況の確認

(2) 蜜蜂飼育届・飼育変更届

法第3条の規定に基づく届出

(3) 転飼許可申請

法第4条の規定に基づく許可申請

(4) 腐蛆病検査

家畜伝染病予防法第5条及び腐蛆病予防規則第4条の規定に基づく検査

＜表—1＞ 飼育形態別事務手続

事務手続	事前確認	蜜蜂飼育 (変更)届	転飼許可申請	腐蛆病検査
飼育形態区分				
業として蜜蜂の飼育を行う者	○	○	○ (※1)	○
趣味として蜜蜂の飼育を行う者	○	○	—	○ (※2)
農作物等の花粉受精の用に供するための飼育	—	—	—	
試験研究の用に供するための飼育	—	—	—	

※1 県外から転飼する場合

※2 県外に移出する場合及び家畜保健衛生所が検査を行う必要があると判断した場合

＜表—2＞ 提出書類の提出期限及び提出先

事務手続	提出期限		提出先
	既に飼育している者	新たに飼育する者	
蜜蜂飼育届	毎年1月31日	随時	地方事務所
蜜蜂飼育変更届	変更後1か月以内	—	
転飼許可申請	飼育開始の2か月前		
腐蛆病検査申請 (※)	県外移出の直前		家畜保健衛生所

※ 県外に転飼する場合のみ蜜蜂腐蛆病検査申請書を提出する。県内で飼育する場合は、家畜保健衛生所が指定する時期に受検する。

2 手続に係る留意事項

(1) 事前確認

ア 近隣住民への影響の確認

蜂場（巣箱を置く場所のことをいう。以下同じ。）の選定については、周囲への十分な配慮が必要であり、損害賠償問題等に発展する可能性もあるので、次の項目についてよく検討する。

(ア) 住民が蜜蜂に刺されたり、糞害等により直接的に近隣住民等に危害を及ぼさないこと。

(イ) スズメバチやクマなどと呼び込む誘因となり、近隣住民に対する間接的な危害の原因とならないこと。

イ 蜂場の位置及び土地所有者の確認

蜂場の土地地番等を確認する。自己所有地でない場合は、地権者とよく相談した上で土地の使用について承諾を得ておく必要がある。

ウ 既存の蜂場の確認

蜂場予定地の近隣の既存の蜂場の位置を確認する。蜂場予定地から半径4キロメートルの範囲内に既存の蜂場がある場合は、伝染病まん延防止や蜜源の競合を防ぐ観点から、配置調整（飼育場所や蜂群数の調整）が必要となるので注意する。

（2）蜜蜂飼育届（飼育変更届）

ア 届出

業として蜜蜂の飼育を行う者及び趣味として蜜蜂の飼育を行う者は、1月1日から12月31日までの飼育計画について、毎年1月31日までに飼育者の住所地を管轄する地方事務所に提出する。

また、届出の内容に変更があった場合は、変更があった日から1か月以内に変更届を提出する。

届出の様式は、施行細則第2条の規定によるもの（様式第1号）とし、飼育場所の地番が分からない場合は、地図を添付する。

イ 受理

地方事務所は、届出書類に不備がないことを確認の上、届出を受理し、写しを畜産課に送付する。

なお、受理した飼育届に記載された内容については、関係法令に基づき適正に管理し、蜂群の配置調整、防疫その他の養蜂の振興に必要な限りにおいて利用することができる。

（3）転飼許可申請

ア 業として蜜蜂の飼育を行う者が県外から県内に転飼する場合

（ア）届出及び手数料の納付

鳥取県内において蜜蜂の飼育を始める日の2か月前までに所管の地方事務所に提出する。

申請の様式は、施行細則第3条の規定によるもの（様式第2号）とし、転飼場所附近の見取図及び転飼しようとする場所が自己の所有する土地でない場合にあっては当該土地の所有者又は使用権者の蜂場貸与同意書（様式第3号）を添付する。

転飼許可申請手数料（1場所につき150円に蜂群数を乗じて得た額。ただし、その額が2,300円を超えるときは、2,300円。）については、鳥取県収入証紙により納める（手数料額の証紙を申請書の余白に貼付する。）。ただし、証紙を購入することが困難な場合には、送金等により納めることができる。

（イ）受理及び手数料の収納

地方事務所は、申請書類に不備がないことを確認の上、転飼許可手数料と併せて申請を受理し、畜産課へ進達する。

転飼許可申請手数料の納付が収入証紙による場合は、そのまま（消印をしないで）畜産課へ送付する。送金等による場合は、地方事務所で収納手続を行い、収入調書等の写しを添付する。

イ 業として蜜蜂の飼育を行う者が県内から県外に転飼する場合

移出予定都道府県の転飼許可が必要となるので、該当する都道府県の指示に従って手続を行う。

（4）腐蛆病検査

ア 県外から移入する場合

鳥取県への移動直前の飼育場所の都道府県が発行した「腐蛆病検査証明書」を所持し、巣箱に「腐蛆病検査済証」を貼り付けなければならない。

イ 県外に移出する場合

管轄の家畜保健衛生所が実施する腐蛆病検査を県外移出の日前1か月以内に受検し、検査証明書の交付を受ける。

申請の様式は、腐蛆病予防規則第4条の規定によるもの（様式第1号）とし、1件につき60円の検査手数料と証明書交付手数料400円の合計を鳥取県収入証紙又は送金等により納める。

ウ 県内で飼育する場合

蜜蜂を飼育する者は、家畜保健衛生所の指示に従い、家畜伝染病予防法第5条に基づく腐蛆病の検査を受けなければならない。

3 配置調整

地方事務所は、伝染病のまん延や蜜蜂の競合を防ぐため、管内の蜂場の位置を把握し、配置調整の必要が生じた場合は、関係する飼育者への確認、話合いのための調整等を行う。

配置調整は、当事者間の話合いによることを基本とするが、必要に応じて地方事務所、家畜保健衛生所、畜産課の担当者等が立ち会い、助言を行う。

(1) 配置調整の対象

原則として、半径2キロメートルの範囲内に複数の蜂場がある場合は、当該蜂場を配置調整の対象とする。ただし、当事者間の合意があるものについては、配置調整の対象外とする。

(2) 配置調整の方法

ア 対象となる蜂場の蜜源の状況及び蜂群数を確認し、蜂群が著しく過剰となるときは、次に掲げる蜂群配置の原則に従って蜂場の変更、減群等の調整を行う。

(ア) 新たに蜂群を配置する場合は、必要な蜜源を確保する。

〔目安〕 レンゲ：1群当たり30～50アール、播種量10アール当たり2～3kg

(イ) 既存の蜜源に蜂群の受入余力がない場合は、新規配置や増群を行わない。

イ なお、当事者間の話合いで調整ができなかった場合、次に掲げる基準に基づき、優先順位を決めることとする。

① 飼育場所の優先度

自宅地>自己所有地>借地・承諾地

② 蜜源確保所有権の優先度

所有権や利用権有り（自己所有地や借地・承諾地内に蜜源が存在）>所有権や利用権なし

③ 蜜源別の適正配置群数

作付植物の面積及び播種量（上記ア（ア）の目安を参照）

(3) 地区調整会

地方事務所は、1月31日を提出期限とする毎年の蜜蜂飼育届を受理した後、配置調整が必要な箇所や関係する飼育者が多数となる等、配置調整を円滑に行うために必要がある場合には、地区調整会を開催する。

(4) 転飼調整会議

畜産課は、転飼許可申請を含めた県全体の蜂群配置についての調整会議を3月に開催し、配置調整を行った上で、転飼許可手続を行う。

蜜蜂の飼育に関する窓口

<飼育届、転飼許可申請等養蜂振興に関する窓口>

飼育者の住所	窓 口
鳥取市、岩美郡	東部農林事務所 農業振興課 〒680-0061 鳥取市立川町六丁目 1 7 6 (電話) 0857-20-3554
八頭郡	東部農林事務所 八頭事務所 農林業振興課 〒680-0461 八頭郡八頭町郡家 1 0 0 (電話) 0858-72-3816
倉吉市、東伯郡	中部総合事務所 農林局 農業振興課 〒682-0802 倉吉市東巖城町 2 (電話) 0858-23-3163
米子市、境港市、西伯郡	西部総合事務所 農林局 農林業振興課 〒683-0054 鳥取県米子市糺町一丁目 1 6 0 (電話) 0859-31-9642
日野郡	西部総合事務所 日野振興センター 日野振興局 農林業振興課 〒689-4503 日野郡日野町根雨 1 4 0 - 1 (電話) 0859-72-2007

<腐蛆病検査、伝染病等衛生に関する窓口>

飼育者の住所	窓 口
鳥取市、岩美郡、八頭郡	鳥取家畜保健衛生所 〒680-1132 鳥取市国安 2 1 0 (電話) 0857-53-2240
倉吉市、東伯郡	倉吉家畜保健衛生所 〒682-0017 倉吉市清谷町二丁目 1 3 2 (電話) 0858-26-3341
米子市、境港市、西伯郡、日野郡	西部家畜保健衛生所 〒689-4213 西伯郡伯耆町金屋谷 1 5 4 0 - 1 7 (電話) 0859-62-0140

様式第1号(第2条関係)

蜜蜂飼育届(飼育変更届)

年 月 日

鳥取県知事 様

郵便番号

住所

電話番号

(携帯電話番号)

氏名又は名称及び代表者の氏名

養蜂振興法第3条第1項(第3項)の規定に基づき、下記のとおり蜜蜂飼育届(蜜蜂飼育変更届)を提出します。なお、本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整、防疫その他の養蜂の振興に必要な限りにおいて利用することに同意します。

記

1 年 月 日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所	飼育蜂群数	蜜蜂の種類 (該当に○)
		西洋・日本
		西洋・日本

2 年蜜蜂飼育計画

飼育場所 (住所を記入し、 該当に○)	飼育予定 最大計画 蜂群数	飼育期間	飼育の状況 (該当に○)	蜜蜂の種類 (該当に○)	蜜源の確保 (植物名・面積)
(所有地・承諾地)		月 日から 月 日まで	定飼・転飼	西洋・日本	あり・なし (・ アール)
(所有地・承諾地)		月 日から 月 日まで	定飼・転飼	西洋・日本	あり・なし (・ アール)
(所有地・承諾地)		月 日から 月 日まで	定飼・転飼	西洋・日本	あり・なし (・ アール)
(所有地・承諾地)		月 日から 月 日まで	定飼・転飼	西洋・日本	あり・なし (・ アール)
(所有地・承諾地)		月 日から 月 日まで	定飼・転飼	西洋・日本	あり・なし (・ アール)

備考 1 飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入すること。

2 飼育場所は、字及び番地まで記入すること。地番が不明な場合は、飼育場所が特定できる地図を添付すること。

3 蜜源の確保は、所有権のある蜜源植物名及び面積を記入すること。

※農薬散布による蜜蜂への危害防止を図るため、農薬散布関係団体（農業協同組合等）から情報提供依頼があった場合、氏名・住所・電話番号・飼育場所・飼育期間・蜂群数を提供することがあります。

上記内容への同意について、どちらかに○印をお願いします。 同意する ・ 同意しない

※蜜蜂や蜂蜜等を販売する予定がありますか。どちらかに○印をお願いします。 ある ・ ない

様式第2号（第3条関係）

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

郵便番号

住所

電話番号

(携帯電話番号)

氏名又は名称及び代表者の氏名

下記のとおり転飼したいので、養蜂振興法第4条第1項の規定に基づき申請します。なお、本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整、防疫その他の養蜂の振興に必要な限りにおいて利用することに同意します。

記

転飼しようとする場所	左の土地の所有者の住所及び氏名	転飼蜂群数	転飼期間	飼育管理者の住所及び氏名
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	

添付書類 1 転飼しようとする場所附近の見取図

2 転飼しようとする場所が自己の所有する土地でない場合は、その土地の所有者又は使用権者の蜂場貸与同意書（様式第3号）

備考 転飼しようとする場所は、字及び番地まで記入すること。

※農薬散布による蜜蜂への危害防止を図るため、農薬散布関係団体（農業協同組合等）から情報提供依頼があった場合、氏名・住所・電話番号・飼育場所・飼育期間・蜂群数を提供することがあります。
上記内容への同意について、どちらかに○印をお願いします。 同意する ・ 同意しない

様式第3号（第3条関係）

蜂場貸与同意書

貸与予定の蜂場の所在地	地目	貸与を受ける者の氏名	貸与予定期間	摘要
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	

備考 貸与予定の蜂場の所在地は、字及び番地まで記入すること。

養蜂振興法により転飼許可を得た場合には、上記のとおり私所有（使用中）の土地を貸与することに同意する。

年 月 日

土地の所有者又は使用権者

住 所

氏 名

㊟

様式第4号（第4条関係）

（1）添加物のない場合

内容重量	グラム
添加物	なし

（2）添加物のある場合

内容重量	グラム
添加物の種類	
添加物の割合	パーセント

備考 蜂蜜の容器の形状、大きさ等に相応した大きさにすること。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者住所

申請者氏名

印

蜜蜂腐^そ蛆病検査申請書

下記のとおり蜜蜂等移出したいので、蜜蜂の腐^そ蛆病予防に関する規則第4条第2項の規定により検査をお願いします。

記

- 1 所有者の住所及び氏名
住所
氏名
- 2 管理者の住所及び氏名（所有者と管理者が異なる場合に記載する。）
住所
氏名
- 3 飼育群数及び移出群数（移出群数は、飼育群数と移出群数が異なる場合に記載する。）
- 4 移動先地名及び荷受人氏名
- 5 発送地名
- 6 到着地名
- 7 移動の方法及び経路

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。